

まだ間に合う！

みんなで知って、賢く使おう！



新型コロナに関する緊急支援策 出張説明会資料



新型コロナウイルス感染症に関する
支援策一覧は市ホームページからも
確認いただけます。



〔説明会に関する問い合わせ〕
福島市 政策調整部 地域協働課
☎024-525-3731

新型コロナウイルス感染症関連支援策利用促進事業で周知・説明する事業一覧
(問い合わせ先)

No.	1【市民向け】市民生活応援	No.	3【市民向け】子ども等に対する支援	No.	5【事業者向け】給付金・補助金
1	【国】Go To トラベル キャンペーン (コールセンター：Tel0570-002-442)	1	【市】インフルエンザ感染症拡大防止対策事業 (健康推進課：Tel572-3152)	1	【国】持続化給付金 (相談窓口：Tel0120-279-292)
2	【国】Go To Eat キャンペーン (コールセンター：Tel0570-029-200)	2	【市】修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助交付事業 (学校教育課：Tel525-3782)	2	【国】小規模事業者持続化補助金 (独)中小企業基盤整備機構 Tel：03-6459-0866)
3	【国】Go To Event キャンペーン (コールセンター：Tel0570-010-855)	3	【市】赤ちゃん応援特別定額給付金 (生活福祉課：Tel572-5830)	3	【国】家賃支援給付金 (コールセンター：0120-653-930)
4	【県】福島県宿泊割引 (コールセンター：0570-000-337)	4	【市】4か月児健康診査の個別健康診査 (こども家庭課：Tel525-3731)	4	【国】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (コールセンター：Tel0120-221-276)
5	【市】ふくしま市民生活エールクーポン (コールセンター：Tel0120-066-630)	5	【市】オンライン保健相談会 (こども家庭課：Tel525-7671)	5	【国】雇用調整助成金 (ハローワーク福島：Tel534-4121)
6	【市】福島エール3きょうだい(エールごはん、エール便、エールひろば) 【エールごはん・エール便】 (観光コンパニオン推進室：Tel525-3722) 【エールひろば】 (農業振興課：Tel529-7663)	6	【市】妊婦相談窓口 (こども家庭課：Tel525-7671) 【市】妊婦のPCR検査 (こども家庭課：Tel525-7671)	6	【国】(農林業者)経営継続補助金 (申請者がJA組合員の場合： JAふくしま未来：Tel573-1303 申請者がJA組合員以外の場合： 福島県農業経営相談所：Tel524-1201)
7	【市】新しい生活様式に対応した会議開催補助金 (観光コンパニオン推進室：Tel572-5719)	7	【市】ひとり親世帯臨時特別給付金 (こども政策課：Tel597-7906)	7	【国】(農業者)農業労働力確保緊急支援事業 (一社)福島県農業会議：Tel524-1201)
No.	2【市民向け】公共料金等に関する支援	8	【市】母子父子寡婦福祉資金貸付金(生活資金) (こども家庭課：Tel525-3780)	8	【国】Go To 商店街 キャンペーン コールセンター：0120-304-060
1	【社会福祉協議会】緊急小口資金 (福島市社会福祉協議会：Tel533-8877) 【社会福祉協議会】総合支援資金(生活支援費) (福島市社会福祉協議会：Tel533-8877)	No.	4【市民向け】その他	9	【県】福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金 (コールセンター：Tel563-1373)
2	【市】市税・国保税の徴収猶予 (納税課：Tel525-3736) 【市】後期高齢者医療保険料の徴収猶予 (国保年金課：Tel525-3724) 【市】介護保険料の徴収猶予 (長寿福祉課：Tel525-6551) 【市】水道料金の徴収猶予 (水道料金お客さまセンター：Tel526-0735) 【市】下水道使用料の徴収猶予 (下水道総務課：Tel525-3789) 【市】農業集落排水施設整備使用料の徴収猶予 (下水道総務課：Tel525-3789)	1	【市】市県民税の寄附金税額控除 (市民税課：Tel525-3791)	10	【市】新たなビジネスモデル創出支援事業 (商工業振興課：Tel525-3720)
3	【市】国保税の減免 (国保年金課：Tel525-3735) 【市】後期高齢者医療保険料の減免 (国保年金課：Tel525-3724) 【市】介護保険料の減免 (長寿福祉課：Tel525-6551)	2	【市】電子町内会モデル事業 (地域協働課：Tel525-3731)	11	【市】商店街等活性化イベント推進事業 (商工業振興課：Tel525-3720)
4	【市】市営住宅入居支援 (住宅政策課：Tel525-3757)			12	【市】就職マッチング支援事業 (産業雇用政策課：Tel515-7746)
5	【市】住居確保給付金 (生活福祉課：Tel525-3725)			13	【市】中心市街地へのテナント進出支援 (商工業振興課：Tel525-3720)
6	【市】傷病手当金 (国保年金課：Tel525-3773)			No.	6【事業者向け】資金繰り支援・税の軽減
				1	【市】セーフティネット保証・危機関連保証の認定 (商工業振興課：Tel525-3720)
				2	【国・県】新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型) (県内の金融機関)
				3	【県】新型コロナウイルス対策特別資金 (福島県経営金融課：Tel521-7288)
				4	【日本政策金融公庫】(農林業者)農林漁業セーフティネット資金 (福島県農産物流課：Tel521-7354)
				5	【市】固定資産税・都市計画税の軽減 資産税課(償却資産)Tel525-3730 (事業用家屋)Tel525-3716
事業実施主体別内訳 【国】11 【国・県】1 【県】3 【日本政策金融公庫】1 【社会福祉協議会】2 【市】24 計41事業					

< 目次 >

- 1 GoToトラベル キャンペーン (2ページ)
- 2 GoToEat キャンペーン (3-4ページ)
- 3 福島県宿泊割引 (5ページ)
- 4 ふくしま市民生活エールクーポン (6ページ)
- 5 新しい生活様式に対応した会議開催補助金 (7ページ)
- 6 インフルエンザ感染症拡大防止対策事業 (8ページ)
- 7 電子町内会モデル事業 (9ページ)
- 8 新たなビジネスモデル創出支援事業 (10-11 ページ)
- 9 商店街等活性化イベント推進事業 (12-13 ページ)
- 10 中心市街地へのテナント進出支援 (14-15 ページ)

旅行会社や旅行予約サイト等を通じて国内旅行予約をした場合に、その代金の最大2分の1に相当する金額を国が支援する制度。支援額の上限は、1泊1人あたり最大2万円分(日帰りは最大1万円分)。



1人1泊 20,000円の旅行商品の場合

- Step1 20,000円の旅行商品を選ぶ
- Step2 旅行代金13,000円を支払う
※旅行代金の35%(7,000円)が割引かれる
- Step3 地域共通クーポンによる還元
※旅行代金の15%(3,000円)が還元される
※土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で利用が可能
※旅行会社や宿泊施設で配布
※旅行期間中のみ利用が可能
※利用エリアは宿泊地とその隣県

利用方法

下記の方法により、割引後の金額で旅行商品の購入や宿泊ができます

※割引の対象となるのは、GoTo トラベル事業に事業登録された旅行者や宿泊事業者等が取り扱う商品です。

- Case1 旅行会社の店舗で旅行商品を購入
Case2 インターネットの予約サイトから旅行商品を購入
Case3 宿泊施設に直接予約する

1.申込・予約

割引後の金額で料金をお支払い

①旅行代理店・予約サイト経由で



②宿泊施設に直接



2.対象となる旅行商品

①宿泊+交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



..... 割引対象範囲

※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象

②宿泊のみ



※個人で手配する交通は割引対象外

③宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

例① 修学旅行



例② 職場旅行



宿泊旅行

個人旅行

団体旅行

日帰旅行

個人・団体

①旅行代理店・予約サイト経由で

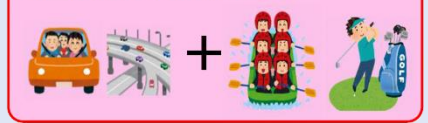


例 往復交通+α

往復乗車券+日帰り温泉券



高速道路周遊バス+体験型アクティビティ



3.地域共通クーポン

※クーポンの利用方法は、別紙「地域共通クーポンご利用方法」をご覧ください。

利用できる取扱店舗例



取扱店舗は GoToトラベル公式サイトから



※掲載があっても登録手続中の場合がありますので、事前に電話等でご確認ください。

【問い合わせ】

0570-002-442
受付時間：10:00~19:00 年中無休
ナビダイヤル®

IP電話等からのお問い合わせ先
03-6636-9457
受付時間：10:00~19:00 年中無休

LINEでもお問い合わせできます。

友だち追加
LINEアカウント検索ID @goto_travel_line



QRコードでLINEの友だちを追加

Go To Eat キャンペーン事業の目的

- Go To Eat キャンペーンは、感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するものです。



1

Go To Eat における対象飲食店

- 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店
 - ⇒ 店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外。
- 「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店※は除外
 - ⇒ キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外。
※ 風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。

対象飲食店

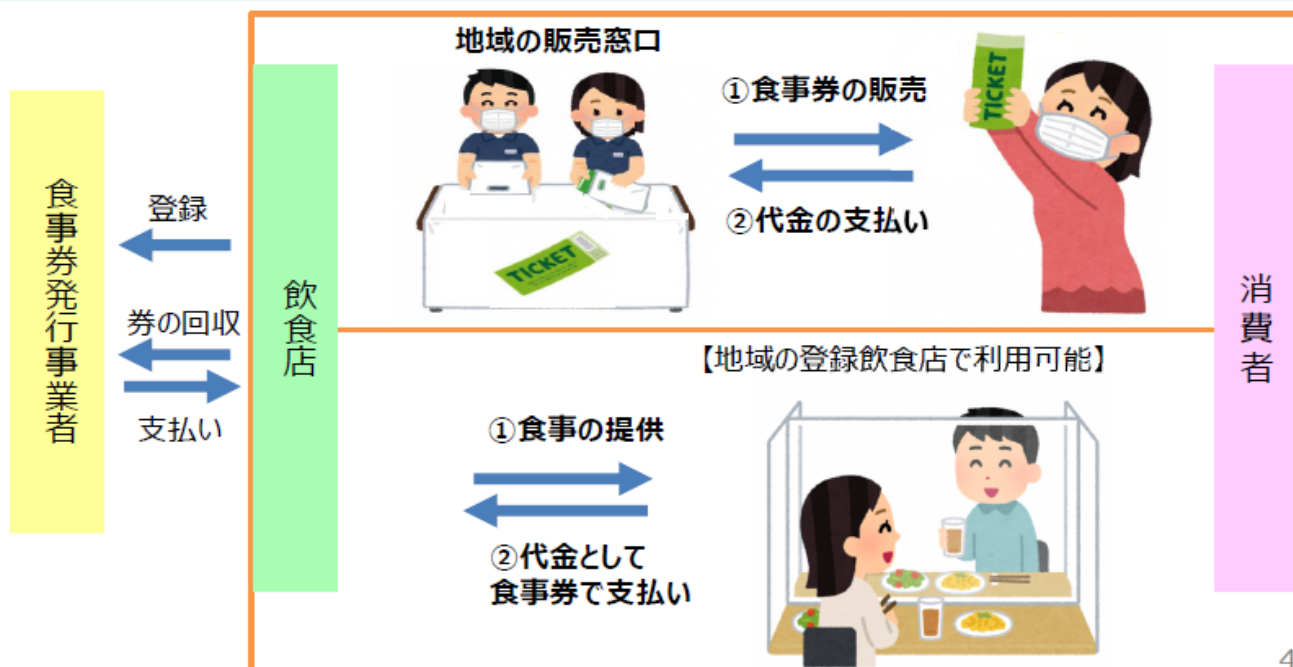
食堂、レストラン
専門料理店（日本料理店など）
そば・うどん店
すし店
酒場、ビヤホール
喫茶店
オーセンティックバー など

対象外

〔店内飲食をメインとしないもの〕
デリバリー専門店
持ち帰り専門店
移動販売店舗（キッチンカー）
カラオケボックス
〔接待・遊興を伴うもの〕
キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、
ホストクラブ
スナック・料亭（接待を伴うもの）
など

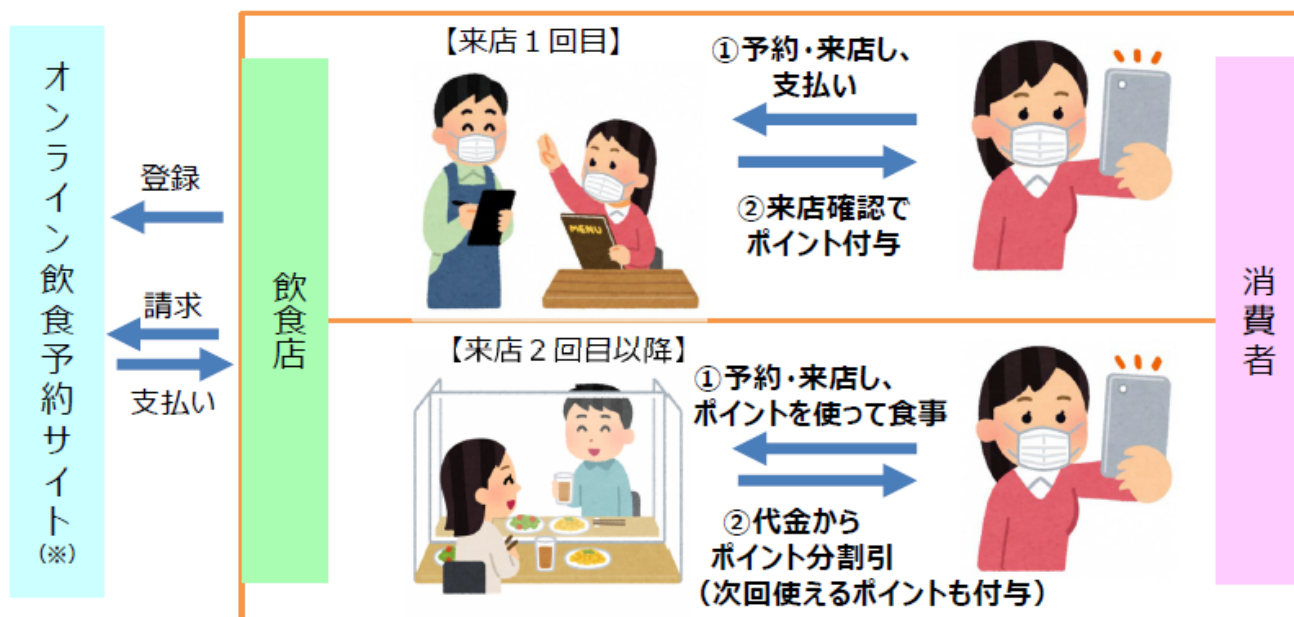
食事券（給付金868億円）

- 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（購入額の25%分を上乗せ）
 - ◆地域の飲食店で使える**食事券**（例：1セット1万2,500円を1万円で購入）の発行事業者を都道府県、政令指定都市及び特別区単位で公募
 - ◆**購入制限：1回の購入当たり2万円分**（上記の例では2セット/人まで）
 - ◆おつりは出ない ◆販売は2021年1月末まで、有効期限は3月末まで



オンライン飲食予約（給付金616億円）

- オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与
 - ◆**昼食時間帯は500円分、夕食時間帯（15:00～）は1,000円分のポイント**を付与
 - ◆ポイント付与の上限は、**1回の予約当たり10人分（最大10,000円分のポイント）**
 - ◆ポイント付与は2021年1月末まで、利用は3月末まで



(※) 新規加盟飲食店については、キャンペーン期間中の月額基本料を無料とすることを事業参加の要件とする。

福島県宿泊割引

福島県では、県内の対象宿泊施設に宿泊の際 5,000 円を助成しています。

1. 対象者

福島県・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・新潟県在住者

※宿泊の際に健康保険証、運転免許証等で対象県に居住していることを確認させていただきます。

※予約者が対象県在住であっても、宿泊者や同行者が対象県在住者ではないと判明した場合、その方については割引対象外となります。

2. 実施期間

令和3年1月31日(日)の宿泊分まで



3. 支援額

お一人様1泊あたり税込7,700円以上の宿泊代金に対して、一律5,000円を助成します(宿泊料金を支払う際に、5,000円を割引)。

4. 申込方法

(1) インターネット経由(オンライントラベルエージェント・旅行会社WEBサイト)

(2) 県内旅行会社(電話等)

(3) 直接、宿泊施設に電話 のいずれかで予約

※割引対象となる宿泊施設は、

宿泊施設直接予約特設サイトにてご確認ください。

<宿泊施設特設サイト>

<https://www.tif.ne.jp/yadocyoku/>



5. お問い合わせ

TEL 0570-000-337 (電話受付時間 9:30-17:30 (土日祝日も対応))

6. 注意事項

(1) 各宿泊施設において予定数に達し次第、受付終了となります。

(2) ご予約については、各宿泊施設に一度、お電話で問い合わせいただき、宿泊料金や予約方法等をご確認ください。

(3) 各宿泊施設により料金プラン等は異なります。割引後の料金を必ず確認いただいた上で、ご予約をお願いします。

(4) 1予約につき、3連泊までが割引の対象となります。

(5) ビジネス目的での宿泊は、割引対象外となります。

(6) 県民割事業は、「国や市町村の助成制度との併用はできない」こととしております。「GoToキャンペーン」についても併用はできません。

<キャンペーンの詳細はこちら>

福島県宿泊割引 HP

<https://www.tif.ne.jp/fukuyado/>





ふくしま市民生活 エール クーポン

まだお手元に
購入引換券がある方は
早めの引き換えを

好評につき

追加販売いたします!

エールクーポン購入引換券申し込み開始
(10,000円で13,000円分のクーポンと購入引換ができます)

使用期限
2021年**2月28日(日)**

申込対象者

- ① 福島市内に居住されている方
(市内へ避難されている方を含む)
- ② 福島市内に勤務されている方
- ③ 福島市内に在学されている方

申込セット数

1～3セット
お一人様1回の申し込み

1次募集 追加販売数 **30,000セット**
※販売状況により異なることがあります。

Webで お申し込み

お申込み期間
11月2日(月)～11月15日(日)

- 申し込み多数の場合は抽選となります。
当選者の発表は購入引換券の発送をもって
かえさせていただきます。

※なお、1次募集で落選
の場合は、2次募集で
再度抽選いたします。

**11/25(水)
以降お届け**

●Webでの
お申込は
こちらから



福島市 エールクーポン 検索

2次募集 追加販売数 **35,000セット**
※販売状況により異なることがあります。

Webまたははがきで お申し込み

お申込み期間
11月16日(月)～12月4日(金)

- 申し込み多数の場合は抽選となります。
当選者の発表は購入引換券
の発送をもってかえさせて
いただきます。

**12/19(土)
以降お届け**

●郵便はがきでのお申込方法
はがきに下記内容を明記の上、
お送り下さい。

表面	郵便番号 91603790 受取人 福島中央郵便局私書箱3号 ふくしま市民生活 エールクーポン事務担当行	裏面	①氏名 ②住所 (市外の方は勤務先又は 学校名も記入してください) ③電話番号 ④セット数
-----------	---	-----------	--

エールクーポンのお買い求めはこちらどうぞ!

郵便局	令和2年 販売期間 11月25日(水)～	令和3年 1月17日(日)まで (※12月31日から 1月3日は除く)
福島中央郵便局	福島野田町郵便局	土湯温泉郵便局
福島中町郵便局	福島渡利郵便局	立子山郵便局
福島県庁内郵便局	福島伏拝郵便局	茂庭郵便局
福島米町郵便局	福島泉郵便局	飯坂郵便局
福島置賜町郵便局	福島御山郵便局	平野郵便局
福島豊田町郵便局	北沢又郵便局	湯野郵便局
福島曾根田郵便局	文知摺郵便局	松川郵便局
福島新浜町郵便局	福島本内郵便局	松川駅前郵便局
福島花園町郵便局	福島東郵便局	金谷川郵便局
福島八島町郵便局	笹谷郵便局	福島医科大学内郵便局
福島太田町郵便局	笹谷東郵便局	水原郵便局
福島三河町郵便局	福島吉倉郵便局	下川崎郵便局
福島南町郵便局	佐倉郵便局	岩代大森郵便局

【販売時間】
・福島中央郵便局
平日 9:00～19:00
土曜日 9:00～17:00
日曜日 9:00～12:30
・福島中央郵便局以外
平日のみ 9:00～17:00
※一部店舗で異なる場合があります。

ダイユーエイト 令和2年
販売期間 11月25日(水)～1月17日(日)まで
(※1月1日は除く)

福島黒岩店 福島西店 MAX福島店
【販売時間】 9:00～21:00 【販売時間】 9:00～21:00 【販売時間】 10:00～21:00
※3店とも12/31、1/2、1/3は閉店時間が18時となりますのでご注意ください。

いちい 令和2年
販売期間 11月25日(水)～12月10日(木)まで

※エールクーポン販売期間が短くなっておりましてご注意ください。
福島西店 信夫ヶ丘店 庭坂店
蓬菜店 パワーデポ食品館 フォーズマーケット
渡利店 南福島店
鎌田店 飯坂店
【販売時間】
・全店 9:30～19:00

コープふくしま 令和2年
販売期間 11月25日(水)～12月18日(金)まで

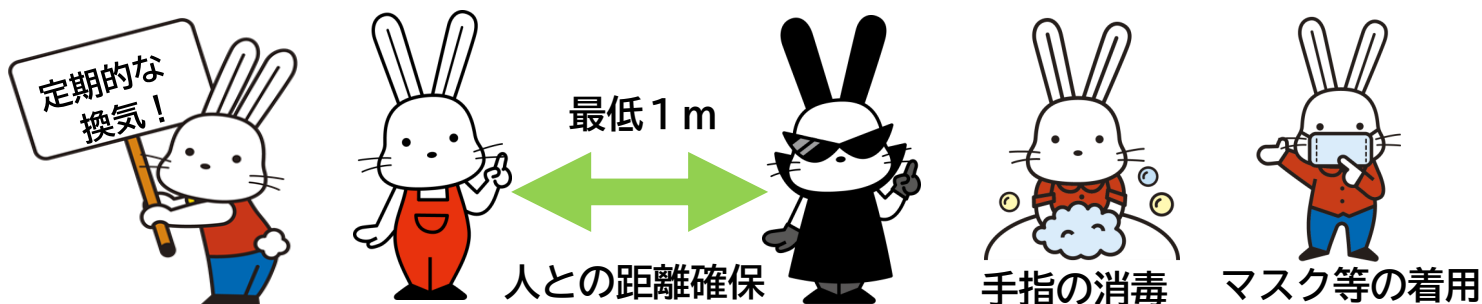
※エールクーポン販売期間が短くなっておりましてご注意ください。
コープふくしま 方木田店 コープふくしま いづみ店 【販売時間】 10:00～17:00



●クーポンの販売期間・販売時間が店舗により異なりますので、ご注意・ご確認をお願いします。※万が一、品切れの際は、他店でのご購入をお願いします。

福島市は『新しい開催様式』の会議や披露宴等の式典の会場費（最大5万円）を支援！

会議・式典の「新しい開催様式」とは・・・



— 食事を伴う場合は、会場の収容人数の半分以上以内で！ —

補助制度の概要

対象となる会議・式典

主な条件

- ① 福島市内施設(公共施設を除く、ホテル・披露宴会場などの貸ホール、貸会議室等)で開催されるもの
- ② 新しい生活様式に対応した感染防止策のもと開催されるもの
- ③ 参加者が20人以上のもの
- ④ 興行又は営利目的でないもの
- ⑤ 国又は地方公共団体が主催でないもの
- ⑥ 政治的または宗教的活動が目的でないもの 等

対象者

会議・式典(結婚披露宴等)を開催する者

対象経費と補助額

会場費の2分の1、上限額5万円
会場装飾(装花等)費は会場費と合わせて対象とする

対象期間

令和3年3月31日(水)開催分まで
※予算がなくなり次第終了。

申請期間

令和3年3月31日(水)まで
※予算がなくなり次第終了。

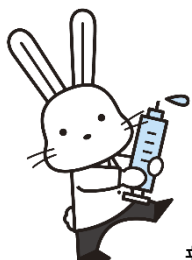
制度詳細やオンライン申請フォームはこちら



問い合わせ



観光コンベンション推進室 コンベンション推進係
福島市役所6階 電話024-572-5719(直通)
URL: <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-suishin/kanko/kankojoho/r2kaijouhihojo1.html>



インフルエンザ感染症拡大防止対策事業



新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を回避し、冬季の医療供給体制の安定を図るため、これまで実施してきた高齢者向けの助成に加え、こどもと妊婦、福祉施設や学校、医療機関などに従事する職員のインフルエンザ予防接種費用を助成します。

1 こどもと妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成

対象者：福島市に住民登録がある以下の方

- ①生後6か月～今年度内18歳以下の方 ②妊婦

助成額：予防接種1回あたり 2,500 円

※ 実施医療機関の窓口では、市の助成金(2,500 円/1 回)を差し引いた金額で接種できます。

実施期間：令和 2 年 10 月 26 日～12 月 28 日

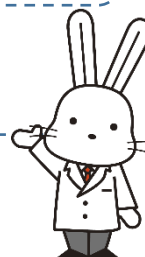
(10月1日～25日に接種した方、市外の医療機関で受けた方は、申請により償還払いが可能です)

2 保育施設、福祉施設、学校などに勤務する方、障がい者施設に入所している方への助成

各施設ごとに助成します。(接種者一人あたり 2,000 円)

3 医療機関への助成

医療機関の規模に応じて助成します。



インフルエンザの予防接種を受けて、この冬も元気に過ごしましょう。マスクの着用や、手洗い、三密を避けるなどの新しい生活様式も引き続き継続しましょう！



担当 福島市保健所 健康推進課 感染症対策係
電話 024-572-3152

電子町内会モデル事業

◇目的

＜情報伝達の電子化に向けた検証をモデル町内会において実施＞

- (1) 市民へのスピーディーな情報伝達
- (2) コロナ禍における地域コミュニティの維持
- (3) 町内会活動へのICT導入による、若い世代の取込みと事務効率化そして活性化
- (4) 市民生活における情報化

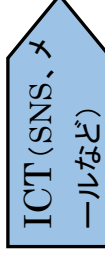
モデル事業に取り組む町内会を
応援します！

◇取り組み内容（令和2年12月から令和3年3月末まで）

＜市からの情報を電子化し町内会に届けます＞

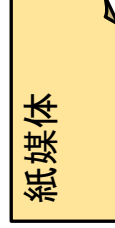


1



各班長や会員への伝達についても
紙媒体から電子化を促進する

2



紙による回覧を希望する方への
配慮

＜町内会では会員にICTを活用したり、紙媒体で会員に情報を届ける＞

◇モデル町内会事業を進めるにあたり

モデル事業を進める町内会には取り組んでいただきながら検証にご協力をいただきます。
なお取り組んだ町内会には、交付金とICTアドバイザーが派遣を準備します。

◇ICTを活用した情報伝達について検証に協力いただける町内会におかれましては、担当までご連絡ください。

《期間を新たに追加募集！》 中小企業者、個人事業主の方必見！

福島市新たなビジネスモデル創出支援事業

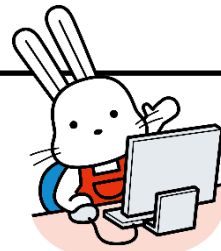
最大50万円！

ICTの活用で新たな取り組みを始めましょう！

新型コロナの影響により、これまでの生活スタイルが大きく変化する中、インターネット販売や電子決済の導入を推進し、事業継続や販路拡大、新たな生活様式の定着の取り組みを応援します。この機会に、ICT導入に取り組みましょう！

ICT活用事業の取り組み例

- ・電子決済POSレジの導入
- ・自社インターネット販売サイトの構築
- ・インターネット販売のための新たな商品開発に係る原材料費、パッケージデザイン料
- ・在宅勤務、テレワーク導入に係る機器等リース料
- ・外部コンサルタントに相談する費用
- ・新たな取り組みで必要な専用機械装置等購入 など



新たな生活様式対応事業の取り組み例

- ・新しい生活様式に対応する店舗内の内装、設備改修
- ・新しい生活様式に対応するための介護ロボットの導入
- ・デリバリー導入による車両等のリース
- ・感染防止のために必要な備品、設備等の導入 など



補助対象期間 令和2年9月1日(火)から令和3年2月28日(日)まで

期間内に事業が終了し、支払完了したものが対象です。

申請期間 ①令和2年9月1日(火)～令和2年10月15日(木)

②令和2年10月16日(金)～令和2年11月30日(月)

※郵送は当日消印有効

申請方法 オンラインまたは郵送



↑オンライン申請はこちら

オンライン申請利用の場合は、提出資料の写真やデータをあらかじめご準備ください。

※申請書受領後、内容確認の上、交付決定となります。

※予算額に達した場合は、受付を終了しますので、ご了承ください。

送付先 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市商工業振興課商業振興係 あて
「新たなビジネスモデル申請書在中」と記載してください。

裏面も必ずご覧ください。

①対象者

- (1) 市内に本店を有する中小企業者および市内に店舗、事務所を有する個人事業主
- (2) 市税を完納していること

②対象事業

補助対象事業は下記の要件をすべて満たす事業であること。

- (1) ICT活用など新しい生活様式に対応したビジネスモデルに取り組む事業であること。
- (2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・同一内容の事業について、国、県、市が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業
- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの
(例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

③補助金の額・補助率等

対象経費の2/3以内(1,000円未満切り捨て)、補助下限額10万円 補助上限額50万円

対象経費総額が15万円未満は補助対象外となります。1事業者につき申請は1回のみとなります。

対象経費区分	補助対象の例	補助対象外の例
需用費	取り組みをPRするのぼり旗、看板、POP制作費 チラシ、ポスター制作費 対面や距離確保のためのカウンター等の内装改修費 デリバリーや宅配に使用する車両改修費	簡易な間仕切りやフェイスシールド、アルコール消毒液等容器や持ち帰り用の手提げ袋などの消耗品、事務用品など 本業でない業者への発注したもの
役務費	新聞、雑誌、インターネット等の広告掲載費 チラシ折込手数料など	新事業のPRを目的としていない広告
委託費	インターネット注文に係る Web システム構築、クラウドサービス導入 インターネット販売に向けた商品開発 パッケージデザイン料	再委託される経費 本業でない業者への発注したもの
使用料及び賃借料	対象期間内のデリバリーバイク、車両のリース料 Web 会議のためのPC、通信環境設備のリースレンタル料など リース、レンタル代は補助対象期間内のみのも費用となります。	不動産賃貸料、公租公課 本業でない業者との契約したもの
講師謝礼	新たな生活様式に対応するため、専門家等による指導助言を受けるための講師謝礼や旅費など	
物品購入費	新たな事業に必要な専用機械装置、電子決済機器、サーモグラフィカメラ、非接触型体温計など	PC、タブレット、Wi-Fi 等目的外で使用可能な備品購入費 自動車、バイク、自転車、燃料 本業でない業者から購入したもの
その他	内装改修工事等の施工は市内事業者へ発注すること	食材や商品そのものの仕入れの費用 人件費 国、県等からの補助金を受けている経費 新事業に関係のない経費

<申請提出書類> 申請書等の様式は市 HP からダウンロード

「福島市 新たなビジネスモデル」で検索

- ①補助金交付申請書
 - ②法人:履歴事項全部証明書(写し)
 - ③収支予算書
 - ④事業計画書
 - ⑤会社概要
 - ⑥市税の納税証明書
- 個人事業主:本人確認書類(写し)

お問合せ 福島市商工観光部商工業振興課商業振興係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話: 024-525-3720 F A X : 024-535-1401

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syoukougyou-syougyou/shigoto/chushokigyo/shien/aratanabijinesumoderu.html>

**対象事業者拡大！補助金額最大 50 万円！
地域の賑わいや活性化を目的としたイベントを支援します。**

福島市では、地域経済の活性化やにぎわいの回復を目的として、商店街等との連携により開催するイベントや地域のイベント等を支援します。

※開催にあたっては、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、適切な感染防止対応をお願いします。

【補助金の名称】 商店街等活性化イベント推進事業補助金

【対象者】 イベント開催実行委員会や団体、商店街組合等。
(規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。)

【補助対象経費】 報償費、会場借料費、広告宣伝費、イベント費、感染防止対策経費など。

【イベント補助事業例】 飲食イベント、市内を巡るウォークラリーイベント、地域のお祭り、音楽イベントライブ、地元出演団体によるステージイベントなどの商店街の活性化や地域のにぎわい作りになるイベント。

【補助金額等】 補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とし、50 万円を上限とする。補助は一団体に付き年 2 回までとする。

【申請方法】 市ホームページに掲載の補助要綱及び採択方針を参照のうえ、申請書類等をダウンロードし、提出してください。(申請期限は、事業着手日の 1 カ月前を原則とします。)

詳細は市ホームページで必ず確認してください。

※予算額に達した場合は、受付を終了しますので、ご了承ください。

お問合せ 福島市商工観光部商工業振興課商業振興係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話:024-525-3720 FAX:024-535-1401

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syookougyou-syougyou/shigoto/shogyo/shogyoshinko/16033001.html>

別表第一

補助対象経費

No.	経費区分	内 容	助成限度額等
1	報償費	出演者等に対する謝金	当該事業用と明確に区分できるものとし、事業費の20%未満とする。
2	旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費	当該事業用と明確に区分できるものとし、事業費の20%未満とする。
3	会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室借上費用	
4	会場借用費	イベント会場の借上費用	
5	会場設営費	イベント会場の会場設営費用	
6	通信運搬費	郵便、電話等通信、運搬に要する経費	当該事業用と明確に区分できるものに限る。
7	広告宣伝費	チラシ、ポスター作成に要する経費	安売り等のチラシは対象外とする。
8	イベント費	他の費目に属さないイベント経費	金券は対象外とし、賞品等は総事業費の30%未満とする。物販等の仕入れにかかる経費は除く。
9	賃借料	機材等のレンタルに要する経費	
10	備品費	イベント実施に伴う備品購入費用	当該事業用と明確に区分できるものに限る。 汎用性の高いものは不可。
11	消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費 (使用耐用期限が1年未満のもの)	
12	委託費	イベントの運営、警備等に要する経費	対象事業費の50%以下とする。
13	光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	当該事業用と明確に区分できるものに限る。
14	食糧費	事前打合せに関する費用及びイベント開催日の運営従事者の弁当及び飲料費	酒類は対象外とし、限度額は事業費の10%、上限50,000円までとする。
15	人件費	アルバイト等の賃金	臨時に雇用される賃金に限る。
16	雑費	保険、保管料、手数料等に要する経費	
17	感染症対策費	新型コロナウイルス感染防止に要する経費(他の経費とは別途計上すること)	賃借料、備品費、消耗品費、人件費等
18	その他市長が必要と認める経費	上記以外の経費で市長が必要と認める経費	

街なかへ 出店しま せんか？

福島市 出店費用 補助制度

街なか空き店舗
出店支援事業補助金



補助額

最大200万円
補助率2/3

街なかへの出店に伴う
店舗のリノベーション
費用等が対象です。

対象経費

店舗改装工事費、什器・備品購入費、店舗移転費用
礼金・仲介手数料、出店時の宣伝・従業員募集広告費用

補助要件

※詳細は福島市HPでご確認ください。

対象地区内において出店する小売業・サービス業（飲食業を含む）
主たる営業を日中に行い、土曜日又は日曜日に営業すること

※内容によっては、令和2年9月1日以降に出店したのも対象になります。

募集期間

※予算がなくなり次第終了
します。

R2

11月9日 月 ~ 1月29日 金

R3

裏面もご覧ください

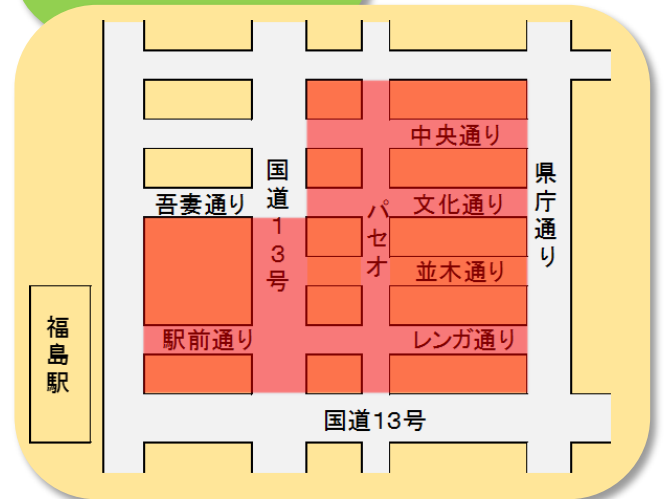
福島市商工業振興課

〒960-8601 福島市五老内町3-1

TEL024-525-3720 受付日時 月～金（祝除く）8:30～17:15

福島市出店費用補助制度 街なか空き店舗出店支援事業補助金

対象地区 ※詳細は福島市HP
でご確認ください。



対象物件

新型コロナウイルスの影響等を受けて空き店舗となったもので、概ね1か月以上営業の用に供されていないもの

申請書類

- | | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| ①出店計画書 | ⑤誓約書 | ⑨設計図書（図面、仕様書） |
| ②事業計画書 | ⑥履歴書または登記事項証明書 | ⑩工事見積書 |
| ③年次収支計画書 | ⑦完納証明書 | ⑪その他市長が必要と認める書類 |
| ④収支予算書 | ⑧賃貸借契約書又は売買契約書の写し | |

その他

補助金の交付を受けてから3年間は継続して営業すること
商工会議所、商店街組合等に参加し、積極的に協力するよう努めること

併せてご確認ください

福島市・福島県 空き店舗への家賃補助制度

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）

	1年目		2年目	3年目
契約	賃貸借契約開始日から令和3年3月分まで	令和3年4月以降、契約開始日から12か月目まで	契約開始日から13か月目以降24か月目まで	契約開始日から25か月目以降36か月目まで
補助率	5/6以内	2/3以内	1/2以内	1/3以内
限度月額	25万円	20万円	20万円	20万円
	令和3年4月以降の補助率、限度額は変更となる場合があります。			

<注意事項>

- ・この制度は、家主との契約前に申請をする必要があります。
- ・対象期間は最長3年間ですが、交付決定は単年度ごとで、現状で補助を確約するものではありません。
- ・上記のほかにも要件がありますので、補助を御希望の場合は、必ず事前に下記まで御相談ください。

（株）福島まちづくりセンター

家賃補助のお問合せはこちらへ

福島市大町4-15 チェンバおおまち2F

TEL024-522-4841 受付日時 月～金（祝除く）9：00～17：00